

# 横須賀市社会的養護自立支援補助金

児童養護施設や里親家庭などを退所し、  
大学等へ進学した後の生活費を支援します。



## 補助金の額

内容	住まい	補助金額
大学等進学後の 生活費	単身で生活	月額 44,000円
	自立援助ホームで生活	月額 30,000円
	グループホームで生活	月額 70,000円

## 期間

令和7年4月以降に大学等へ在学している期間（最大4年）  
原則、毎月振り込まれます。

（※申請時期により振込が翌月以降となる場合があります。）

## 支援対象者の要件

①～⑤全てを満たすこと

① 大学等に在学していること

※大学等…大学、短期大学、高等専門学校、専門学校のことです。

② 次のいずれかに住んでいること

単身アパート・学生寮（本人名義の賃貸借契約のみ。シェアハウス等は不可）、自立援助ホーム、障害者グループホーム

③ 日本学生支援機構の高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金）の採用決定を受けていること

④ 継続支援計画を作成していること

⇒自立支援計画、サービス等利用計画またはセルフプランでも可

⑤ 支援コーディネーターの面接を、3か月に1回以上受けることが可能であること

# 申請から交付までの流れ

補助金申請・交付決定

こども家庭支援課または児童相談課の支援コーディネーターに補助金の申請希望を伝える

支援コーディネーターと継続支援計画作成  
(作成のために2回は面接します。)

こども家庭支援課(はぐくみかん5階)窓口に、下記の書類を提出  
(郵送または一部メールでも可)

(申請時)

- ① 補助金交付申請書
- ② 在学証明書(※学生課で取得し、原本を送付してください。)
- ③ 賃貸借契約書または入居契約書、サービス利用契約書のいずれかのコピー
- ④ 継続支援計画または自立支援計画、サービス等利用計画書またはセルフプランのいずれかのコピー
- ⑤ 給付型奨学生証のコピー  
(※新生は、「大学等奨学生採用候補者決定通知」コピーを提出し、後日、給付型奨学生証のコピーを提出してください。)
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

(交付決定後)

- ⑦ 請求書
- ⑧ 口座振替依頼書
- ⑨ 補助金の振込を希望する口座の通帳等のコピー

申請内容を審査のうえ、補助金の交付決定後に指定口座に振込み

支援コーディネーターと3か月に1回面接  
(3か月に1度、状況の確認を兼ねて面接をします。)

変更交付申請書の提出

※申請内容に変更がある場合、速やかに届出をしてください。  
届出が遅れると、補助金を返還していただく場合があります。

《届出が必要な例》

- ・留年、休学、退学、停学
- ・申請内容の変更(住居の変更、給付型奨学金の受給内容の変更)

実績報告書の提出(年度末に1回、実績報告書の提出が必要です。)

毎年度ごとに補助金の申請が必要です。  
(必要書類は別途お知らせします。)

《お問い合わせ・申請先》

○補助金の申請等に関すること

⇒横須賀市民生局こども家庭支援センターこども家庭支援課

電話：046-822-1753 / E-mail：[ya-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:ya-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp)

○支援コーディネーターとの面接、継続支援計画等に関すること

⇒横須賀市民生局こども家庭支援センター児童相談課(児童相談所)

電話：046-820-2323 / E-mail：[cgcp-cfr@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:cgcp-cfr@city.yokosuka.kanagawa.jp)

実績報告など

2年目以降の  
手続き